

○広報うと広告掲載要綱

平成28年2月2日
告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土市（以下「市」という。）が発行する「広報うと」（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 広報に民間企業等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告主 広報に広告を掲載する者をいう。
- (3) 広告代理店 広告主の募集及び広告原稿の提供を行う者をいう。

(広告の規格等)

第3条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載位置、枠数、規格その他の広告掲載に関する仕様は、その都度の仕様書に定めるとおりとする。

(広告の掲載基準)

第4条 広報に掲載する広告は、市民生活の利便性を向上させることのできるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者を誹謗し、中傷し、又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告
- (2) 市内に事業所等を有する企業等に係る広告
- (3) その他のもの

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告の募集は、市と「広報うと広告掲載取扱業務契約」を締結した広告代理店（以下単に「広告代理店」という。）が行うものとする。

(広告代理店の選定)

第7条 広告代理店は、競争見積により最高額であった者を選定する。ただし、同額の場合はくじにより決定を行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 広報への広告の掲載を希望する者は、広告代理店に広告の掲載を申し込むものとする。

2 広告代理店は、前項の申込みがあった場合は、第4条の規定により審査を行うとともに、掲載の可否について市と協議し、承認を得なければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告代理店は、掲載しようとする広告の原稿を、市が指定する日までに、市が指定する場所に提出するものとする。

2 市は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主又は広告代理店に修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告代理店が定める。

2 広告主は、広告代理店が定める手続に従い、広告代理店に広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年2月2日から施行する。